

新旧対照表

○保育所設置認可等に関する要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">保育所設置認可等に関する要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下「基準条例」という。）及び保育所設置認可に関する審査基準、その他法令の定めるもののほか、保育所の設置認可等にあたって申請を行う者に協力を求める事項を示したものである。</p> <p>第2 保育所の要件</p> <p>1 施設の名称</p> <p>県内の既存施設の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 定員等</p> <p>(1) 定員の設定に際しては、所在市町村と協議し、当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用希望状況、就学前の子どもの数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。</p> <p>(2) 保育所の設置について、周辺住民への説明を十分に行うこと。</p> <p>(3) 保護者の自動車等による児童の送迎のため、駐停車等について配慮されていること。</p> <p>3 土地・建物</p> <p>保育所の用に供する土地及び建物には、抵当権等の制限物権がついていないこと。</p>	<p style="text-align: center;">保育所設置認可等に関する要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号。以下「基準条例」という。）及び保育所設置認可に関する審査基準、その他法令の定めるもののほか、保育所の設置認可等にあたって申請を行う者に協力を求める事項を示したものである。</p> <p>第2 保育所の要件</p> <p>1 施設の名称</p> <p>県内の既存施設の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 定員等</p> <p>(1) 定員の設定に際しては、所在市町村と協議し、当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用希望状況、就学前の子どもの数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。</p> <p>(2) 保育所の設置について、周辺住民への説明を十分に行うこと。</p> <p>(3) 保護者の自動車等による児童の送迎のため、駐停車等について配慮されていること。</p> <p>3 土地・建物</p> <p>保育所の用に供する土地及び建物には、抵当権等の制限物権がついていないこと。</p>

新	旧
<p>4 2歳未満児用設備 2歳未満児に必要な設備については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 調乳の設備を設けること。調理室とは別個に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(2) 沐浴の設備を設けること。2歳未満児用便所、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(3) 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。</p> <p>(4) 2歳未満児は、2歳以上児と発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満児の乳児室・ほふく室と2歳以上児の保育室とは別の室とすること。</p> <p>5 2歳以上児用設備 2歳以上児に必要な設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室又は遊戯室には衛生管理の観点から、室内に幼児の手洗いの設備を設けること。</p> <p>(2) 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、幼児10人当たり1個とし、便器の間には仕切りを設けること。</p> <p>6 施設の構造設備 居室の採光及び換気については、建築基準法で定める基準を遵守すること。</p> <p>7 その他の設備</p>	<p>4 2歳未満児用設備 2歳未満児に必要な設備については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 調乳の設備を設けること。調理室とは別個に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(2) 沐浴の設備を設けること。2歳未満児用便所、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(3) 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。</p> <p>(4) 2歳未満児は、2歳以上児と発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満児の乳児室・ほふく室と2歳以上児の保育室とは別の室とすること。</p> <p>5 2歳以上児用設備 2歳以上児に必要な設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室又は遊戯室には衛生管理の観点から、室内に幼児の手洗いの設備を設けること。</p> <p>(2) 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、幼児10人当たり1個とし、便器の間には仕切りを設けること。</p> <p>6 施設の構造設備 居室の採光及び換気については、建築基準法で定める基準を遵守すること。</p> <p>7 その他の設備</p>

新	旧
<p>(1) 調理室前室</p> <p>ア 調理室の入り口に当たる場所に前室を設けること。</p> <p>イ 手洗い設備を設置すること。</p> <p>ウ 前室は、衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下同じ。）</p> <p>(2) 食品保管庫</p> <p>ア 原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。</p> <p>イ 食品保管庫は、衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(3) 下処理室</p> <p>ア 原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、下処理室を設けること。</p> <p>イ 流し等必要設備を備えれば屋外等でもよい。</p> <p>ウ 下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(4) 食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入り口があること。</p> <p>(5) 保育所に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室（職員室）を設置すること。</p> <p>(6) 休憩室</p>	<p>(1) 調理室前室</p> <p>ア 調理室の入り口に当たる場所に前室を設けること。</p> <p>イ 手洗い設備を設置すること。</p> <p>ウ 前室は、衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下同じ。）</p> <p>(2) 食品保管庫</p> <p>ア 原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。</p> <p>イ 食品保管庫は、衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(3) 下処理室</p> <p>ア 原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、下処理室を設けること。</p> <p>イ 流し等必要設備を備えれば屋外等でもよい。</p> <p>ウ 下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(4) 食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入り口があること。</p> <p>(5) 保育所に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室（職員室）を設置すること。</p> <p>(6) 休憩室</p>

新	旧
<p>ア 保育士、調理員、その他職員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。</p> <p>イ 勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(7) 職員用便所</p> <p>ア 職員専用の便所を設置すること。</p> <p>イ 設置場所は2歳以上児用便所と同じ場所でも可とするが、2歳児以上児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(8) 午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納場所を確保すること。収納スペースが不十分だと安全面・衛生面において悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースの確保が必要である。</p> <p>8 施設長</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員は施設長をいう。</p> <p>(2) 公立保育所において、施設長は、児童福祉事業に2年以上従事した者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>(3) 民間保育所において、施設長は次の要件を満たす者であること。</p> <p>ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員（就業規則上の</p>	<p>ア 保育士、調理員、その他職員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。</p> <p>イ 勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(7) 職員用便所</p> <p>ア 職員専用の便所を設置すること。</p> <p>イ 設置場所は2歳以上児用便所と同じ場所でも可とするが、2歳児以上児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(8) 午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納場所を確保すること。収納スペースが不十分だと安全面・衛生面において悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースの確保が必要である。</p> <p>8 施設長</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員は施設長をいう。</p> <p>(2) 公立保育所において、施設長は、児童福祉事業に2年以上従事した者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>(3) 民間保育所において、施設長は次の要件を満たす者であること。</p> <p>ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員（就業規則上の</p>

新	旧
<p>正規職員の勤務時間を勤務する者)として2年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に<u>国又は国が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。</p> <p>(イ) 児童福祉事業に2年以上従事し、かつ、<u>国又は国が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者。</p> <p>(ウ) 社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に<u>国又は国が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。</p> <p>イ 常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従していること。</p> <p>ウ 委託費からの給与支出があること。</p> <p>(4) 夜間保育所の施設長については、保育士資格を有し、直接児童の保育に従事することができる者が望ましい。</p> <p>9 保育士</p> <p>保育士の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」<u>(令和5年5月19日こ保38・5文科初第483号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知)</u>別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</p>	<p>正規職員の勤務時間を勤務する者)として2年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に<u>厚生労働省又は同省が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。</p> <p>(イ) 児童福祉事業に2年以上従事し、かつ、<u>厚生労働省又は同省が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者。</p> <p>(ウ) 社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に<u>厚生労働省又は同省が委託する者</u>が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。</p> <p>イ 常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従していること。</p> <p>ウ 委託費からの給与支出があること。</p> <p>(4) 夜間保育所の施設長については、保育士資格を有し、直接児童の保育に従事することができる者が望ましい。</p> <p>9 保育士</p> <p>保育士の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」<u>(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下同じ。)</u>別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</p>

新	旧
<p>10 事務職員 事務職員の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</p> <p>11 運営 (1) 保育の内容、運営等については、保育の実施主体である市町村と連携しながら、基準条例及び保育所保育指針に基づき、その方針を定めること。 (2) 必要な設備用具（遊具含む）、帳簿等については、市町村・保健所・県の指導を受けて整備すること。設備用具については、保育スタッフと十分相談の上整備すること。 (3) 衛生管理に関することや給食開始届の提出の必要の有無については、保健所の指導を受けること。 (4) 消防用設備の点検、避難訓練等については、所管消防署の指導を受けて実施すること。 (5) 保育の内容（健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断等）及び保護者との連絡については、市町村と協議すること。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附則 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。</u></p>	<p>10 事務職員 事務職員の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</p> <p>11 運営 (1) 保育の内容、運営等については、保育の実施主体である市町村と連携しながら、基準条例及び保育所保育指針に基づき、その方針を定めること。 (2) 必要な設備用具（遊具含む）、帳簿等については、市町村・保健所・県の指導を受けて整備すること。設備用具については、保育スタッフと十分相談の上整備すること。 (3) 衛生管理に関することや給食開始届の提出の必要の有無については、保健所の指導を受けること。 (4) 消防用設備の点検、避難訓練等については、所管消防署の指導を受けて実施すること。 (5) 保育の内容（健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断等）及び保護者との連絡については、市町村と協議すること。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>